

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年 1月 7日から平成26年 1月31日

2 監査の対象

(1) 対象部課

地域振興部佐久島振興課、市民課及び交通対策課

(2) 対象期間

平成25年 4月 1日から平成25年11月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

また、管理者におかれては、事務事業が適切に執行されるよう、管理・監督に努められたい。

(1) 佐久島振興課

ア 現金を直接収納したときに交付する領収書の取扱いについて、施設名や課名で領収書を交付していた。西尾市予算決算会計規則及び西尾市出納員及び分任出納員事務取扱要領に則った事務処理をされたい。

イ 駐車場使用料収入について、契約時に調定せず事後調定していた。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

ウ 弁天サロン使用料後納申請書の提出がされていなかった。西尾市佐久島弁天サロンの管理及び運営に関する規則に則った適切な事務処理をされたい。

エ 平成24年度の佐久島活性化事業補助金で、出納整理期間中に残金を戻入していたが、補助金の変更交付申請及び変更交付決定通知書がなかった。西尾市補助金等交付規則に則った事務処理をされたい。

オ 被服等貸与品整理簿が作成されていなかった。被服等の貸与については、西尾市渡船事業の企業職員の被服等貸与規定及び西尾市職員被服等貸与規程第14条の規定により適切な管理をされたい。

- カ 観光施設に係る土地賃貸借契約又は使用貸借契約で、土地所有者が死亡している場合、相続人代表などと契約を締結していたが、その者を契約の相手とする手続きに不備があった。委任状などその者を相続人の代表とする根拠となる書類を徴しておかれない。
- キ 公園環境整備業務及び散策道周辺環境整備業務の契約で業務仕様書に具体的な業務内容が記載されていなかった。仕様書は、業者が見積りを行う際の前提となるものであるとともに、履行確認及び検査の根拠となる重要な書類であるため、仕様書の作成にあたっては、業務内容を具体的に明記されたい。
- ク 佐久島体験マップ等の印刷業務を観光協会に委託していたが、観光協会は委託業務の全部を印刷業者へ再委託していた。市の標準の契約約款では受託者が業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならないとなっており、市から印刷業者へ直接委託するよう業務の是正を図られたい。
- ケ 行政財産の目的外使用許可で、財産管理規則第9条第1項第6号に、市長の裁量に委ねられた規定が設けられているが、この規定を適用し許可を与える場合は、許可の透明性・公平性を確保するために、一定の許可基準を定めて、又は副市長決裁により許可をするよう事務処理されたい。

(2) 市民課

- ア 火葬炉設備修繕において、設計書が業者の参考見積書の内容と同じであった。また、設計書に仕様書が添付されていなかった。参考見積書の数値を更に検証するなど適切な事務処理をされたい。また、仕様書を添付して設計書を補完されたい。
- イ サーバ室への入退室は、市民課サーバ室等入退室管理要綱第2条第2項の規定により、「その都度鍵を用いて行う」となっているが、業務が繁忙な期間に一時的とはいえ、一定時間解錠されているときがあった。情報保護の観点から、要綱に則った管理をされたい。
- ウ 収入印紙の管理で、出納の記録が明確に記載されていなかった。収入印紙は金券であるので、西尾市物品管理要綱第10条の規定に基づき、受払簿による適正な管理をされたい。

(3) 交通対策課

名古屋鉄道（以下「名鉄」という。）に対する鉄道運行に係る支援金の支払事務で、市と名鉄で交された確認書では、市は名鉄から事業実績の報告を受けた後、支援金支払いの決定を通知することになっているが、その通知がされていなかった。確認書を遵守した事務処理をされたい。